#### 下関市補助金検討委員会 議事録

日時:平成27年7月8日(水) 午後1時30分~3時50分

場所:本庁舎新館5階 大会議室A

参加者:森 邦恵会長、弘利 要副会長、江藤 和代委員、江原 義和委員、

松崎総務部長、小野総務部理事、内田行政管理課長、

笹野行政管理課主幹、山本行政管理課主任、倉前行政管理課主任

#### 【内容】

# 次第2. (1) 前回における確認事項について

事務局) NO.1「自治振興対策事業補助金」、NO.116「外国人観光客滞在促進事業費補助金」、NO.121「民間保育所等職員保育技術調査研究費補助金」、NO.130「中心市街地事務所立地促進補助金」、NO.140「地域スポーツ振興費等補助金」の前回確認事項について説明(別紙参照)。

→ (全委員、特に質疑等なし)

#### 次第 2. (2) 見直し (NO. 120、NO. 11~68)

## ①見直し(NO.120、11~26)

- 委 員)NO.11「大学コンソーシアム関門事務費補助金」について、受講人数など成果の検証が必要である。
- 委員)大学間で温度差があると思うが、6大学で講座が開設されている中で、梅 光学院大学と北九州大学のみ教職員の旅費が計上されている(70,130円)。 梅光学院大学に至っては、講座が中止になっているにもかかわらず、教職 員の旅費が支出されている(34,210円)のは、なぜか。
  - →確認して、後日回答する。(事務局)
    - ※事業のひとつとして、「③学生の交流事業」があり、この中で、「立 命館大学 学生FDサミット2013」(立命館大学 衣笠キャン パス)に、大学教職員(梅光学院大学教員1名、職員1名)が参加 した際の旅費である。(総合政策部 企画課に確認後、第3回補助金 検討委員会時に回答)
- 委 員)大学コンソーシアム関門の決算に、下関市助成金の返還額が計上されている。「対象経費が不明瞭」との指摘があるが、どういった計算に基づくも のか。
  - →大学コンソーシアム関門に対する補助金の対象経費はある程度明確 にされているが、「その他市長が必要と認めるもの」を対象としてい ることから指摘しているもの。対象経費の積み上げで補助額が算出さ れるので、精算が発生している。(事務局)
- 委 員)NO.12「市民活動支援補助金」について、「コバルトブルー下関ライフセー

ビングクラブ」の決算書が資料として添付されているが、一つの事例についてどうこう言っても仕方がない。我々がジャッジできるように、見直し作業の枠組みを検討してほしい。

- 委員)事務局が複数件を一括説明しても、全部飲み込めない。
- 委員)限られた時間の中で、資料を全部読みこなせない。資料は一つ一つ見たほうが良いのか。見始めると、あれもこれも気になる。例えば、資料3(その2)の17ページの「予算流用額」という言葉も、我々一般市民には馴染みがなく、よく分からない。
- 委員)NO.14「文化事業費補助金」について、文化振興財団の自主事業に係る赤字補填の補助金のようだが、民間活力を活用するとか、民間との競合はあるのか。競合させることも検討する必要があるのでは。
  - →文化振興財団は、市民会館(及び生涯学習プラザ)の指定管理者である。現在、非公募であり、民間との競合はない。(事務局)
- 委員)資料3(その2)24ページを見ると、入場料収益が前年度比で1000万円の減収となっている。魅力的な事業ができていないのではないか。
  - →平成 26 年度にはトイレの改修等を行い、施設利用ができない期間があったためと思われる。北九州市との競合もあり、なかなか厳しい経営環境にあると思う。民間プロモーションとの競争ということにはならないと思う。入場料収入が前年度比で 1,000 万円の減収となっている理由については、確認して後日回答する。(事務局)
    - ※所管課に確認したところ、予算現額で平成26年度の事業規模は前年度比△14,148千円少なかったことによるもの。年度ごとの公演内容によって、予算規模が異なることによる。トイレの改修による影響はないとのこと。(市民部市民文化課に確認後、第3回補助金検討委員会時に回答)
- 委員)NO.15「市民文化事業費補助金」について、県俳句作家協会への会費が支出されているが、これは補助金充当先として妥当なのか。
  - →対象外と思われるが、確認して後日回答する。(事務局)
    - ※対象外経費を示すことで対象経費を示している、いわゆるネガティブリストタイプであり、上部組織への会費等を明確に対象外としているとは言えず、消極的に対象となったもの。
- 委員)全体的に言えることであるが、前年度繰越金を多額に計上することを悪とする印象を与えると、無駄な支出をしてでも予算を消化しようとする意識にならないかと心配している。あくまで適正な支出をすることを求める意見としたい。また、そもそも補助金なしで自立した運営を求めるという姿勢を示したい。
  - ※そもそも、単年度予算の執行として補助金を支出している中で、補助 金交付先団体が次年度に繰り越すことが許されるのか検討を要する。

## ②見直し(NO. 27~41)

- 委員) NO. 34「県視覚障害者団体連合会」と NO. 40「視覚障害者福祉会」の代表者 は同じである。補助の重複ではないか。
  - →確認して、次回、回答する。(事務局)
    - ※【NO.34 一般社団法人 山口県視覚障害者団体連合会】

山口県内の9つの団体と連携をとり、事業(視覚障害者の社会参加推進事業、視覚障害者の職業に関する事業など)を実施している(9つの団体のひとつが特定非営利法人 下関市視覚障害者福祉会)。例えば、障害者スポーツへの援助として実施した第38回山口県グランドソフトボール大会では、審判員、賞状、石灰、ソフトボールに要する費用を補助金で賄っている(旅費、弁当代については、補助金ではなく、出場者本人から費用徴収)。

#### 【NO.40 特定非営利法人 下関市視覚障害者福祉会】

市内の視覚障害者等を対象に、視覚障害者等の社会参加促進事業、スポーツ・レクリエーション事業、視覚障害者の相談業務等を行っている。

- ※上記2団体は、相互に連携をとりつつ、重複しない事業をそれぞれで実施している。なお、山口県内の9つの団体、一般社団法人山口県視覚障害者団体連合会ともに事務局は、社会福祉法人山口県盲人福祉協会の職員が手伝っている。(福祉部 障害者支援課に確認後、第3回補助金検討委員会時に回答)
- 委員)NO.32「高齢者銭湯等利用事業費補助金」について、整理票の指摘に「正確性を担保する工夫」を求めているが、難しいと思う。効率性を考えても、 名前を書いてもらえば、十分ではないか。
- 委 員)個人情報の取扱いの問題もある。どういうやり方をしても、結局は何らか の問題が生じてくる。
- 委員)弱者支援なのか、高齢者の健康増進なのか。チケットやバウチャーを配付するやり方もあると思うが、それだけの費用をかけて、やるべきなのか疑問である。
- 委 員)銭湯利用者が自身の名前を記載するようになっているが、同じ筆跡のよう にも見える。正確性の検証は必要ではないか。
- 委員) NO. 26「県地域人権運動連合会補助金」について、研修等の旅費の支出について、旅行がレクリエーションになっていてはいけない。参加して意味があったと思えるものでなければならないし、補助金が市民の税金で賄われている以上、市民に還元できるものがなければならない。成果・効果を強く求めるべき。
- 委 員)団体の事業費の多くが補助金で賄われているようなものは、補助金ありきで、その団体自体が成立していないかチェックすることが必要である。

- 委員)NO.35~37「手をつなぐ育成会補助金」について、定額の補助となっているように感じるが、それぞれの会の規模、会員の人数に応じた補助とすべきではないか。一方で、活動・事業を行っていない団体に対して補助することは避けるべきであり、このあたりのバランスをしっかり精査すべきと考える。
  - →同類の複数の団体に対して支払われている補助金については、本庁本 課を中心に補助事業のバランスをとるよう指摘したい。(事務局)

# ②見直し(NO.42~56)

- 委 員)NO.56「下関ブランド牛づくり事業費補助金」について、「指定交配謝金」 とは、どのようなものか。
  - →当該事業は、優良牛を選定する事業であり、優良牛の精液を購入して 交配することを目的としている。謝金は、精液の購入経費であり、優 良牛の所有者に支払われるものと聞いている。(事務局)
- 委員) NO.52「商工会補助金」について、商工会の決算資料を見ても、事業規模 が適正なのか判断ができない。適切な事業規模を判断するための基準のよ うなものはないのか。
  - →本日配った資料に県の小規模事業経営支援事業の運用に係る基準を添付している。この中に、対象地域の小規模事業者数に応じた経営指導員の定数基準が定められている。これに基づいて県費補助が支出されているが、これでは対象経費すべてが賄えないため、市補助と商工会の自主財源持ち出しが充当されていると聞いている。(事務局)
- 委 員)補助が不足しているということは、商工会のあり方、中小企業支援事業そ のものの改善が必要と思われる。
- 委員) NO. 43「母親クラブ活動事業費補助金」や NO. 44「快適環境づくり推進協議会補助金」など、事務局を市の組織内に置いているものについて、外に出すよう指摘しているが、実際に出せる見込みがあるのか。
  - →中には市の組織内に置かざるを得ないものもあると思う。しかし、補助金の見直し作業を進めている現在においては、すべての事務局に対して、一様に外に出すことを検討させて、出せない理由を整理し、体系化する中で、出さなくても良いものを整理したいと考えている。(事務局)
    - ※平成26年度の見直し対象補助金で、平成27年6月末時点、事務局を市の組織の外に出せたものは、2件である。
- 委員)事務局を市の組織内に置いている中で、最もリスクが高いと思われるのが 通帳・印鑑の管理を行っていることだと思う。このことだけでも解消でき ないか。
  - →事務局を外に出すことができない場合には、所管課において、印鑑、

# 通帳の管理をそれぞれ別々に行うなど、最低限、管理の区分を行っているようである。(事務局)

委員)事務局について、もし例外を認めるようなら、例外とするのはこういった ものであると明確な枠を設けないと、出さない例に倣うものが多く出てく ると思う。

## ③見直し(NO.57~68)

- 委員)全体を通してであるが、事務局について、ほとんどが協議会や実行委員会といった任意団体である。多くの組織について、受入れ団体があると思う。 受入れを強く求めていくべき。また、市の直接支出への切り替えを積極的 に行うべき。
- 委員) 運営費補助について、対象経費を明確にすべき。抽象的な表現では、うや むやになるので、補助金交付先団体に対して、はっきりと伝えるべき。
- 委 員)補助率を対象経費の 1/2 以下にするのであれば、すべての補助金で貫くべきである。
  - →原則として補助率は対象経費の 1/2 以下という考えを示して、その先は補助金所管課で考えてほしいと思っている。(事務局)
- 委員)市の組織内に事務局を置くことは、市が補助制度を構え、市が申請し、市が書類を作成し、市が支出し、市がチェックするということ。自作自演で、チェック機能が有効に働かない。また、お金の支出以外に、人件費がかかっていることから、二重の補助となっており、2つの問題がある。市民目線からすると納得がいくものではない。市の組織内に事務局を置くことは、やむを得ない理由がある場合に限るべきである。

## 次第3. その他

- 事務局) 食糧費のあり方について整理したい。これまでの見直し対象となった補助 金の食糧費の考え方についてまとめた資料を用意したので、次回、委員の 意見を伺いたい。
- 事務局) 次回の開催は、平成 27 年 7 月 13 日 (月) 午後 1 時 30 分から、本庁舎新館 5 階 506 ミーティングルームで開催する。